

育児休業を取るときは

★会社に規定がなくても
★パートなどの方も（取得できる条件有）
会社へ申し出ることができます。

(育児・介護休業法第5～9条の2)

育児休業制度

1歳に満たない子を養育する従業員は、男女を問わず、希望する期間、子どもを養育するために休業することができます。

育児休業を取ることができるのは

正社員だけではなく、契約期間の定めのある従業員(有期契約従業員)であっても、一定の要件を満たしていれば育児休業を取得することができます。

休業取得を申し出た時点において、次の①、②のいずれにも該当する有期契約従業員は育児休業を取得することができます。

- ①申出時点で過去1年以上継続して雇用されていること
- ②子が1歳6か月（2歳に達する日まで取得する場合は2歳）に達する日までの間に雇用契約が更新されないことが明らかでないこと



パパ・ママ育休プラス

父母ともに育児休業を取得する場合は、子が1歳2か月に達するまでの間に父母それぞれ1年間まで育児休業を取得できます。（ただし、出産した母の場合は出生日、産後休業期間と育児休業期間をあわせて1年間）

育児休業期間の延長

子が1歳以降、保育所等に入れないなどの一定の要件を満たす場合は、子が1歳6か月に達する日までの間、育児休業を取得することができます。

さらに子が1歳6か月に達した時点で保育所等に入れないなどの一定の要件を満たす場合、最長で子が2歳に達する日までの間、育児休業を取得することができます。

育児休業を取るための手続き

会社の規定を確認し、育児休業を取得する場合は、遅くとも休業開始1か月前までに会社に育児休業申出書を提出しましょう。

規定がない場合でも、育児・介護休業法を根拠に請求ができます。

育児休業期間を延長する場合、休業開始予定日から希望どおり休業するには、その2週間前までに申し出てください。

育児休業中の経済的支援

詳しくは13ページをご覧ください。